

のりたけ前議員への政務調査費の調査報告書

1 調査目的

のりたけ前議員が提出した政務調査補助員の領収書（平成 21 及び 22 年度分）に関し、①領収書の確認、②政務調査補助員の勤務実態、③領収書を再提出した経緯、④則竹株式会社の活動の実態などに関する疑義を調査するため、のりたけ前議員の協力を得て、議長として調査を行った。

2 調査の概要

(1) 聞き取り調査

調査日：平成 23 年 7 月 6 日 午後 3 時 30 分～午後 4 時 15 分

対象者：のりたけ勅仁（前名古屋市会議員）

調査場所：議長応接室

調査対象：のりたけ前議員が提出した政務調査補助員の人件費に関する領収書（平成 21 及び 22 年度分）と差し替えを行った経緯について

提示を受けた書類：

- ①給料明細書の控え
- ②日報
- ③タイムカード
- ④雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）
- ⑤雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
- ⑥雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）
- ⑦雇用保険適用事業所設置届事業主控
- ⑧雇用保険適用事業所廃止届事業主控

(2) 郵便による追加調査

聞き取り調査で不足していた事項を確認するため、郵便により下記の追加調査を行った。

<第 1 回目>

依頼日：平成 23 年 7 月 8 日

回答日：平成 23 年 7 月 20 日

確認事項：①平成 21 年 4 月から平成 21 年 9 月分までの領収書記載内容の確

認

②政務調査補助員の社会保険料事業主負担金が政務調査補助員発行の領収書に含まれている理由

③政務調査補助員の社会保険料事業主負担金の支払額を確認できる書類（平成21年4月から平成22年11月分）

回 答：①合計金額等の記載ミス

②精算手続きのため一括計上したもの

③平成21年4月から平成22年1月分の厚生年金及び厚生年金基金の領収証書が提出された（別紙参照：A）

<第2回目>

依 頼 日：平成23年7月21日

回 答 日：平成23年9月5日

確認事項：前回提出の無かった下記の領収書等を要求

①平成22年2月から平成22年11月分の厚生年金

②平成22年2月から平成22年11月分の厚生年金基金

③平成21年4月から平成22年11月分の健康保険料

回 答：①平成22年2月および平成22年4月から平成22年11月分の厚生年金の領収証書が提出された（別紙参照：B）

②平成22年2月および平成22年4月から平成22年11月分の厚生年金基金の領収証書が提出された（別紙参照：B）

③平成22年2月および平成22年4月から平成22年11月分の健康保険料の領収証書が提出された（別紙参照：B）

<第3回目>

依 頼 日：平成23年9月7日

回 答 日：平成23年10月5日

確認事項：前回提出の無かった下記の領収書等を要求

①平成22年3月分の厚生年金

②平成22年3月分の厚生年金基金

③平成21年4月から平成22年1月および平成22年3月分の健康保険料

回 答：①政務調査費を充当していないことの説明があった

②政務調査費を充当していないことの説明があった

③平成 21 年 4 月から平成 22 年 1 月分の健康保険料の領収証書が提出された(別紙参照:C)。また、平成 22 年 3 月分については、政務調査費を充当していないことの説明があった

3 調査結果

(1) 領収書について

- ・当初に提出された則竹株式会社発行の領収書は、活動の実態の無い会社が発行したものであるとの説明があった。
- ・政務調査補助員に対する給料は、のりたけ前議員が政務調査補助員へ直接給料を支払い、差し替え後の領収書は、そのことを証する書類として政務調査補助員から受け取ったものであるとの説明があった。
- ・給料明細書の控えからは、源泉徴収税額表で定められた税額等が控除額として計算され、差引支給額の計算がされていることが確認できた。
- ・雇用保険関係書類からは、のりたけ勅仁事務所が事業主として政務調査補助員の雇用保険に関する届出を行っていたことが確認できた。
- ・鶴舞社会保険事務所長、ナオリ厚生年金基金およびナオリ健康保険組合発行の領収証書により政務調査補助員の社会保険料の支払いが行われていたことが確認できた。

(2) 政務調査補助員の勤務実態について

- ・日報とタイムカードを突合した結果、日報とタイムカードの日付に矛盾は見当たらなかった。
- ・タイムカードからは、政務調査補助員は、週 5 日、毎日 8 時間程度の勤務をしていることが確認でき、給料は、毎月、現金で支払っていたとの説明があった。
- ・政務調査補助員は、のりたけ勅仁事務所で政務調査活動に従事しているとの説明があり、日報によれば、政務調査資料の整理等の業務に従事していたことが確認できた。

(3) 領収書を再提出した経緯について

- ・当初に則竹株式会社発行の領収書を提出したのは、則竹株式会社からの出向という形で処理することにより、社会保険料と給料を合算した金額で処理

できると考えたためとの説明があった。

- ・その後、活動の実態の無い則竹株式会社発行の領収書は不適切であると判断し、弁護士に相談のうえ、給料の受取人である政務調査補助員発行の領収書に差し替えたとの説明があった。

(4) 則竹株式会社の活動の実態について

- ・活動の実態が無い会社であるとの説明があった。

(5) その他

- ・のりたけ前議員からは、当初、活動の実態の無い会社の領収書を提出したことについての謝罪とともに、不適切な報告をした責任を感じ、議員辞職をしたとの説明があった。

4 議長所見

のりたけ前議員からの説明や提示された資料からは、政務調査補助員の政務調査活動に関する勤務の実態があったものと考えられる。また、政務調査補助員発行の領収書および鶴舞社会保険事務所長、ナオリ厚生年金基金並びにナオリ健康保険組合発行の領収証書により政務調査補助員の人件費（社会保険料を含む）が支出されていたことが確認できた。以上のことより、政務調査補助員の人件費の支出は、名古屋市会における政務調査費の使途基準に沿って支出されていたものと認められる。

なお、のりたけ前議員が当初に提出していた則竹株式会社発行の領収書は、活動の実態が無い会社が発行したものであり、そのような報告を行うことは、市民の政務調査費に対する信頼を損ねるもので、大変遺憾である。のりたけ前議員には、市会を代表して議長から厳重に注意を行った。

平成 23 年 10 月 11 日

名古屋市会議長 中村 孝太郎

政務調査補助員の社会保険料の支払額と領収証書の提出状況

年月	厚生年金	厚生年金基金	健康保険	支払額合計	政務調査費 充当額
H21.4	32,748	28,495	23,192	84,435	31,455
H21.5	32,748	28,495	23,192	84,435	31,455
H21.6	32,748	28,495	23,192	84,435	31,455
H21.7	32,748	28,495	23,192	84,435	31,455
H21.8	32,748	28,495	23,192	84,435	31,455
H21.9	33,732	28,495	23,192	85,419	31,455
H21.10	43,439	36,695	29,272	109,406	38,835
H21.11	38,585	32,595	26,232	97,412	38,835
H21.12	38,585	32,595	26,232	97,412	38,835
H22.1	38,585	32,595	26,232	97,412	38,835
H22.2	38,585	32,595	26,232	97,412	38,835
H22.3	—	—	—	—	—
H22.4	38,585	32,595	26,232	97,412	38,835
H22.5	38,585	32,595	26,232	97,412	38,835
H22.6	38,585	32,595	26,232	97,412	38,835
H22.7	38,585	32,595	26,232	97,412	38,835
H22.8	38,585	32,595	26,232	97,412	39,223
H22.9	39,711	32,595	26,232	98,538	39,223
H22.10	39,711	32,595	26,232	98,538	39,223
H22.11	39,711	32,595	26,232	98,538	39,223

* 平成22年3月分は、人件費のみに政務調査費を充当し、社会保険料には充当せず。

A	7月20日に提出があった領収証書
B	9月6日に提出があった領収証書
C	10月5日に提出があった領収証書